

福島第一原子力発電所における 放射線防護上の不適合事例について

2025年11月18日

東京電力ホールディングス株式会社

2025年6月6日以降に発生した放射線防護に係る不適合

件名	発生年月日	概要	要因分類
①放射線管理月報及び公開データにおける記録の誤りについて	2025.6.16	当社社員が、5月分の公開データを作成していたところ、4月分の当社ホームページの公開データの構内表面汚染密度測定結果の記載内容に内容誤りがあることを確認。原因は、4月に測定結果記録を打ち出すシステムの変更を実施した際、ホームページ公開データにシステム変更を反映していなかったことと推定。なお、その他の公開データについては、同様の誤りが無いことを確認。	品質 (記録誤り)
②個人線量評価値の誤りによる報告資料の修正について	2025.9.4	当社社員が、協力企業より2022年2月分の個人線量評価値の報告に誤りがあったとの報告を受け、個人線量評価値の報告資料について確認したところ、規制委員会と厚生労働省に報告した値およびホームページ掲載資料の修正が必要であることを確認。なお、本修正による、個人線量の管理値逸脱等の問題はないことを確認。	品質 (記録誤り)

①. 当社ホームページの公開データに評価値の誤りについて

不適切事例

当社ホームページの公開データのうち、4月分の構内表面汚染密度測定結果について、評価値が10～20%高く評価されていることが判明した。

原因を調査したところ、4月において、測定結果の記録を出力するシステムを変更した際に設定した機器効率を、測定時において変更していなかった事が判明した。

その他のデータについては、同様な誤りが無いことを確認すると共に、当該データについて、訂正を行った。



機器効率を修正せず
記録作成



記録に誤りがある状態で
データを公開

【正しいふるまい】

- ・測定結果を出力する際は、機器効率が正しいことを確認する。

対策

- ① システムから測定結果の記録を出力する際は、機器効率が正しいことを確認することを、手順書にて定める。

守らなければならない理由

誤ったデータを公開する事による社会からの信頼低下。

②. 個人線量評価値の誤りによる報告資料の修正について

不適切事例

当社社員が、協力企業より2022年2月分の個人線量評価値の報告に誤りがあったとの報告を受け、個人線量評価値の報告資料について確認したところ、規制委員会と厚生労働省に報告した値およびホームページ掲載資料の修正が必要であることを確認した。なお、本修正による、個人線量の管理値逸脱等の問題はないことを確認済み。



思い込みによる記載ミス
正) : 『0.1mSv』
誤) : 『x』

事象詳細

GB・APDの比較算定結果を手入力にて「個人線量評価集約シート」へ転記の際、『0.1mSv』と記載すべき所『x』と記載。

原因

事象発生時(2022年2月)「個人線量評価集約シート」は手入力で作成。
複数名の作業員の値が「0.0mSv」であった事から当該者も同値と思い込み『x』と入力した。

【正しいふるまい】

- 個人線量の評価値は一人ずつデータの確認を行い算定する。

対策

(当該企業の再発防止対策)

- ① 「評価集約シート」「GB測定結果」「自社管理用データ」を持ち寄り担当者3名で声出しによるチェックを実施する。
- ② 「評価集約シート」作成に当たり社内マニュアルを作成。同様事象の再発防止を図る。

守らなければならない理由

誤ったデータを公開する事による社会からの信頼低下。